

沖縄県市町村振興資金
沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金

沖縄県企画部市町村課

沖縄県市町村振興資金貸付基金の概要

1 市町村振興資金貸付基金とは

市町村及び市町村が組織する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の振興を推進するため、市町村等に貸し付ける資金として、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、昭和50年3月31日に設置された基金である。

2 貸付対象事業

〔公共施設整備事業、離島、辺地・過疎地域の振興に必要な事業〕

- 土木施設整備事業、産業振興施設整備事業、安全防災施設、衛生施設整備事業、教育文化施設の整備事業、厚生福祉施設整備事業、その他知事が必要と認める施設整備

〔知事が特に必要があると認める事業〕

- 災害復旧対策事業、合併市町村振興事業、実質赤字解消対策支援事業、公債費負担適正化対策支援事業、地方債の借換え、その他市町村の振興に資すると特に知事が認める事業

3 貸付限度額

- 1市町村等につき一会計年度1億円
- 合併市町村振興事業は、1合併市町村につき一会計年度2億円
- 令和5年度貸付総額 9億円（令和5年5月10日付け企市142号通知） ※R5年度は4月通知予定

4 貸付実行日・償還日

- 貸付実行日：5月、9月、3月の下旬の年3回
- 償還日：毎年2月10日

貸付対象事業について

<規則事項>

1 貸付対象事業(規則第3条)

条例第3条第1項に規定する事業の内容は別表1のとおりとし、同条第2項に規定する事業は別表第2のとおりとする。
別表第1(第3条関係)

事業区分	公共施設の整備のため必要な事業 (条例第3条第1項第1号)	離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業 (条例第3条第1項第2号)
1 土木施設整備事業	① 市町村道路(橋りょう含む。) ② 市町村道路排水施設の整備 ③ その他市町村道路の維持管理に	① 左に同じ ② 左に同じ ③ 左に同じ
2 産業振興施設整備事業	① 農道、林道の新設、改良及び舗装 ② 畜産団地、企業団地等の産業振興上必要な用地の取得 造成並びに同用地の取付道路及び下排水路の整備 ③ 観光施設の整備 ④ その他産業振興上必要な施設の整備	① 左に同じ ② 左に同じ ③ 左に同じ ④ 左に同じ
3 安全防災施設	① 通学歩道、歩道橋及びガードレールの新設 ② 交通安全灯(保安灯)の新設 ③ 消防及び救急施設の整備 ④ その他安全防災に必要な施設の整備	① 左に同じ ② 左に同じ ③ 左に同じ ④ 左に同じ
4 衛生施設整備事業	① 清掃施設の整備 ② 公害対策上必要な施設及び設備の整備 ③ 環境衛生に必要な施設の整備	① 左に同じ ② 左に同じ ③ 左に同じ ④ 簡易水道及び小規模飲料水供給施設の整備
5 教育文化施設の整備事業	① 小中学校、義務教育学校の校舎等の新築及び増改築並 びに関連施設の整備 ② 小中学校、義務教育学校の体育施設の新築及び増改築 ③ 幼稚園及び認定こども園の新築及び増改築 ④ 学校給食施設の新築及び増改築 ⑤ 住民体育施設の新築及び増改築 ⑥ 公民館、図書館その他集合文化施設の新築及び増改築 ⑦ 総合的な教育文化施設の新築及び増改築 ⑧ 上記①～⑦の施設に係る備品購入	① 左に同じ ② 左に同じ ③ 左に同じ ④ 左に同じ ⑤ 左に同じ ⑥ 左に同じ ⑦ 左に同じ ⑧ 左に同じ

6 厚生福祉施設整備事業	① 児童福祉施設の新築及び増改築 ② 老人福祉施設の新築及び増改築 ③ 診療所の新築及び増改築 ④ 上記1～3の施設に係る備品	①左に同じ ②左に同じ ③左に同じ ④左に同じ
7 その他知事が特に必要と認める事業	① 特に知事が必要と認める施設の整備	①左に同じ

別表第2(第3条関係)

事業区分	公共施設の整備のため必要な事業 (条例第3条第2項)
1 災害復旧対策事業	① 災害応急事業 ② 災害復旧事業 ③ 災害救助事業
2 合併市町村振興事業	合併市町村(平成22年3月31日までの間に合併を行ったものに限る。)が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く20年度の間に、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第1項の規定による失効前の同法第3条の規定による市町村建設計画又は市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第3条の規定による合併市町村基本計画に基づき行う公共施設又は公用施設(庁舎を除く。)の整備事業
3 実質赤字解消対策支援事業	前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)第22条の規定により算定した額以上となる市町村が行う公共施設又は公用施設(庁舎を除く。)の整備事業
4 公債費負担適正化対策支援事業	実質公債費比率が18パーセント以上35パーセント未満となる市町村が行う公共施設又は公用施設(庁舎を除く。)
5 地方債の借換え	公債費負担対策として行う地方債(公的資金を除く。)の借換え
6 公共施設等の除却事業	地方財政法第33条の5の8に規定する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づき行う公共施設等の除却事業
7 その他市町村の振興に資すると特に知事が認める事業	特に知事が必要と認める公用施設の整備事業

全部改正〔平成19年規則39号〕、一部改正〔平成23年規則5号・25年9号・28年13号〕

貸付方針における貸付額の考え方

沖縄県市町村振興資金貸付基金の貸付方針により、貸付額の算定は、以下のとおりとされている。(令和4年3月31日付け通知)

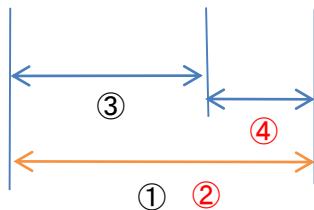
振興資金の貸付額は、実施事業費から特定財源(地方債を除く。)を控除した額から振興資金以外の地方債を控除した額以内とする。ただし、一般単独事業のうち一般事業の貸付額は、実施事業費から特定財源を控除した額に、90%を乗じて得た額から振興資金以外の地方債を控除した額以内とする。なお、地方債の借換えについては、地方債の繰上償還に要する経費(繰上償還を行う際に生ずる補償金を除く。)として必要な額以内とする。

通常債の場合 ※一般単独事業のうち一般事業を除く

総事業費100,000千円

国庫	特定財源	地方債 充当率75%	振興資金
70,000千円	10,000千円	15,000千円	5,000千円

地方負担額 20,000千円…①
 貸付額の上限額 20,000千円(①=②)
 通常債充当分 15,000千円(①×75%)…③
 振興資金貸付額 5,000千円(②-③)…④

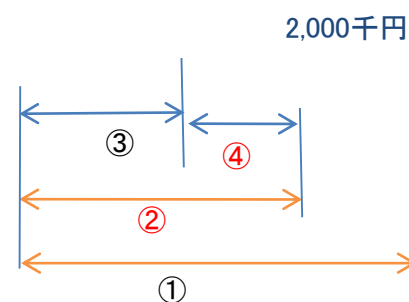


一般単独事業のうち一般事業の場合

総事業費100,000千円

国庫	特定財源	地方債 充当率75%	振興資金	一般財源
70,000千円	10,000千円	15,000千円	3,000千円	2,000千円

地方負担額 20,000千円…①
 貸付額の上限額 18,000千円
 (①×90%)…②
 通常債充当分 15,000千円
 (①×75%)…③
 振興資金貸付額 3,000千円
 (②-③)…④



沖縄県市町村振興資金貸付基金の貸付利率（概要）

基準利率＝財政融資資金貸付利率（元利均等・年賦）×70%

通常団体

公共施設の整備事業

（条例第3条第1項第1号）

知事の特認事業

（条例第3条第2項）
（離島、辺地又は過疎地域を除く。）

離島、辺地又は過疎地域の振興事業

（条例第3条第1項第2号）

知事の特認事業

（条例第3条第2項）
（離島、辺地又は過疎地域）

基準利率

（規則第5条第4項第1号ア・同号ウ(イ)）

基準利率の1/2

（規則第5条第4項第1号イ・同号ウ(ア)）

合併団体

合併市町村振興事業 ※

（条例第3条第2項）

無利子

（規則第5条第4項第1号オ）

※ 合併年度及びこれに続く20か年度の間に行う合併市町村基本計画に基づく公共施設又は公用施設（庁舎を除く。）の整備事業

◆ 実質赤字解消対策支援事業実施団体

（前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令第22条の規定により算定した額以上となる団体）

◆ 公債費負担適正化対策支援事業実施団体 （実質公債費比率18%以上35%未満の団体）

※ 上記2団体が行う公共施設又は公用施設（庁舎を除く。）の整備事業

実質赤字解消対策支援事業、公債費負担適正化対策支援事業及び公共施設等の除却事業に要する資金

離島、辺地又は過疎地域

基準利率の1/4

（規則第5条第4項第1号エ(ア)）

離島、辺地又は過疎地域以外

基準利率の1/2

（規則第5条第4項第1号エ(イ)）

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金の概要

1 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金とは

昭和53年7月30日の沖縄県の交通方法変更を記念して、昭和54年から昭和57年にかけて、国が県に交付した総額20億円（国庫交付金5億円×4年）を、市町村及び一部事務組合が実施する道路事業、交通安全対策事業の財源として、市町村等に貸し付けることを目的に、昭和54年9月29日に設置された基金である。

2 貸付対象事業

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例（昭和54年条例第27号）第3条に規定する事業
※主に道路法、土地区画整理法、交通安全施設等整備事業推進法 に関連する事業等

3 貸付限度額

- 当分の間、1市町村等につき一会計年度2億円
- 第6条第3項の規定の適用を受ける事業は、1合併市町村につき一会計年度2億円
- 令和5年度貸付総額 5億円（令和5年5月10日付け企市第142号） ※R5年度は4月通知予定

4 貸付実行日・償還日

- 貸付実行日：5月、9月、3月の下旬 年3回
- 償還日：毎年2月1日

交変資金の貸付対象事業について

<規則事項>

1 貸付対象事業(規則第3条)

条例第3条に規定する事業の内容は別表のとおりとする。

別表(第3条関係)

事業名	事業内容
① 道路事業	1 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する道路の新設、改良及び舗装並びに道路の排水施設に関する事業 2 道路の維持管理等に必要な事業
② 交通安全事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する施設その他の交通安全施設に関する事業
③ 街路事業	道路法第2条第2項第2号に規定する道路上の並木及び街燈等の整備に関する事業
④ 区画整理事業	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する事業その他の区画整理事業
⑤ その他	その他の道路交通安全対策施設事業で知事が特に必要があると認める事業

一部改正〔平19年規則40号〕

交通方法変更記念特別事業貸付基金の貸付額の貸付利率（概要）

基準利率 = 財政融資資金貸付利率（元利均等・年賦） × 70%

通常団体

離島、辺地又は過疎地
域

基準利率の 1 / 2
(規則第6条第1項第1号ア)

離島、辺地又は過疎地
域以外

基準利率
(規則第6条第1項第1号イ)

合併団体

無利子
(規則第6条第3項)

- ◆前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令第8条第2項の規定により算定した額以上となる団体
- ◆実質公債費比率18%以上35%未満の団体

離島、辺地又は過疎地域

基準利率の 1 / 4
(規則第6条第2項第1号ア)

離島、辺地又は過疎地域以外

基準利率の 1 / 2
(規則第6条第2項第1号イ)

【参考】振興資金と交変資金の比較

	振興資金	交変資金
貸付限度額	1億円 (合併団体2億円)	2億円
通常債の優先充当義務の規程	<u>有り</u> <u>(例外規程※貸付方針9)</u>	無し
充当率	100% (一般単独事業債90%)	90%
利率	共通	
貸付実行日	5月、9月、3月下旬の年3回	
償還日	2月10日	2月1日

※「通常債の優先充当義務」とは（振興資金貸付方針第9）

通常債（行政改革推進債を除く。）を充当できる事業については、当該通常債を優先的に充当した事業について貸付けを行う

→R5年度には通常債を充当しなかった事業にて、繰上償還を行った事例あり

貸付の流れ

括弧書きの提出等時期は目安

1 借入申込書の提出
(市町村等→県) (5月、12月)

借入を希望する事業の実施計画書に工事費等の設計書等を添えて、借入申込書を提出する。

2 貸付予定額の通知
(県→市町村等) (7月、2月)

3 借入申請書の提出
(市町村等→県) (3月)

貸付予定額通知を受けた事業について、実施計画書、契約書、地方債予算の写し等を添えて借入申請書を提出する。

注) 貸付予定額を超える借入申請はできません。

4 貸付決定の通知
(県→市町村等) (3月)

貸付金額、貸付利率、償還期間の決定

5 請求書・借用証書等の提出 (市町村等→県)(4月、8月、2月)

事業の進捗状況（出来高）が確認できる資料を添えて、請求書及び借用証書を提出する。

現年完了分については、出納整理期間の5月に
繰越後完了した分については、9月又は3月に借入となる。

6 貸付の実行 (県→市町村等)(5月、9月、3月)

事業の出来高に応じて、資金を交付する。

7 実績報告書の提出 (市町村等→県)

工事等の支払・国庫や通常債の受入も完了し、資金の交付を受けた日を事業が完了した日とし、事業完了後の30日以内又は翌会計年度の4月10のいずれか早い日までに提出する。

※貸付決定額を下回る事業実績（借入額）になる場合、
事業計画の変更申請を行い、県の承認を得る手続きが必要となる。

貸付実績

1 沖縄県市町村振興資金貸付基金

貸付年度 (貸付決定年度)	貸付金額	貸付団体数	貸付利率
令和3年度 (令和2年度貸付決定)	407,000千円	8団体	無利子～0.14%
令和4年度 (令和3年度貸付決定)	300,900千円	5団体	無利子～0.21%
令和5年度(予定) (令和4年度貸付決定)	504,000千円	8団体	無利子～0.49%
令和6年度(予定) (令和5年度貸付決定)	738,200千円	13団体	無利子～0.49%

2 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金

貸付年度 (貸付決定年度)	貸付金額	貸付団体数	貸付利率
令和3年度 (令和2年度貸付決定)	141,000千円	5団体	無利子～0.14%
令和4年度 (令和3年度貸付決定)	99,800千円	4団体	無利子～0.21%
令和5年度 (令和4年度貸付決定)	223,400千円	6団体	無利子～0.49%
令和6年度(予定額) (令和5年度貸付決定)	191,600千円	5団体	無利子～0.49%